

見沼代用水

No. 39
令和4年4月為永
見沼代用水の生みの親
井澤強兵衛翁全国水土里ネット・都道府県水土里ネット主催「ふるさとの田んぼと水」
子ども絵画展2021に今年も参加団体として登録しました！

[見沼代用水土地改良区理事長賞]

地域
団体賞

「ぼくのおじいちゃんのじまんの田んぼ」

久喜市立江面小学校 三年 安井 蒼瑛さん

地域貢献を目的に4回目の参加となった今回は、「新発見！わたしたちのふるさと自慢！」をテーマとして全国から4,120点もの応募がありました。その中で、当土地改良区を窓口として239名の小学生・幼稚園生が作品を出品してくれました。厳正なる審査の結果、2名が協賛企業賞、1名が地域団体賞、8名が入選、12名が佳作を受賞し、これらの作品は東京・上野公園内の東京都美術館に展示されました。

見沼代用水土地改良区 TEL 0480-85-9100(代表)

※当土地改良区へのお問い合わせの際に、電話番号のかけ間違いにより、一般の方へ迷惑をかける事象が発生しております。番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようお願い申し上げます。

理事長挨拶



理事長
坪井 茂

組合員並びに関係者の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、当土地改良区の運営に格別なる御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2月に開催された第78回通常総代会につきましては、長引く新型コロナウイルスの影響を受け、昨年同様、書面議決を活用した最少人数での開催となりました。書面議決に御賛同いただきました総代各位及び出席者の皆様への感謝を申し上げます。

見沼代用水は、1728年、八代將軍吉宗の命を受け井澤弥惣兵衛為永によって開削され、爾来290年脈々と守られてきました。

令和元年9月には、見沼代用水の歴史的、技術的、社会的価値の評価を受け、世界かんがい施設遺産にも登録され、日本を代表する用水となりました。

現在も県内15市2町を流れ、上流部の農村地帯から下流部の見沼田んぼをはじめ、都市化の進む市街地まで水田農業を支え、市民や生態系へ貴重な

水辺空間を提供し、水路の堤塘敷は遊歩道やサイクリングロードとして活用されるなど、市民に愛されています。

また、田を潤した水は、水源を持たない中川水系の河川に流れ込み、水環境の改善に寄与しております。

このように、見沼代用水は埼玉県の水田農業を支える一方で、県土の環境をも支える重要な地域資源で、まさに「命の水・地域の水・歴史の水」です。

「農は国の大本にして、水利は農の命脈なり」といいます。その水利の管理を担っているのが土地改良区です。

その使命を果たすため、農業用水の適時適量の配水管理、頻発するゲリラ豪雨に対する地域排水管理、また、不法投棄物等のゴミ処理、草刈り等の環境管理を行っております。さらには、基盤となる190kmにおよぶ水利施設を長寿命化し、管理コストを低減するため、計画的に事業を実施しております。

今後も、組合員皆様の気持ちを第一に考え、「私は組合員の心を心として」土地改良区の更なる慎重な運営を心がけてまいりたいと考えております。

皆様には、御指導、御鞭撻をお願い申し上げますとともに、御健勝、御活躍を祈念いたしましてご挨拶いたします。

第78回 通常総代会開催

令和4年2月25日、当土地改良区事務所2階会議室において、第78回通常総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面議決を活用し、審議に必要な最少人数での開催とさせていただきました。提出された議案はすべて原案通り可決・承認されました。

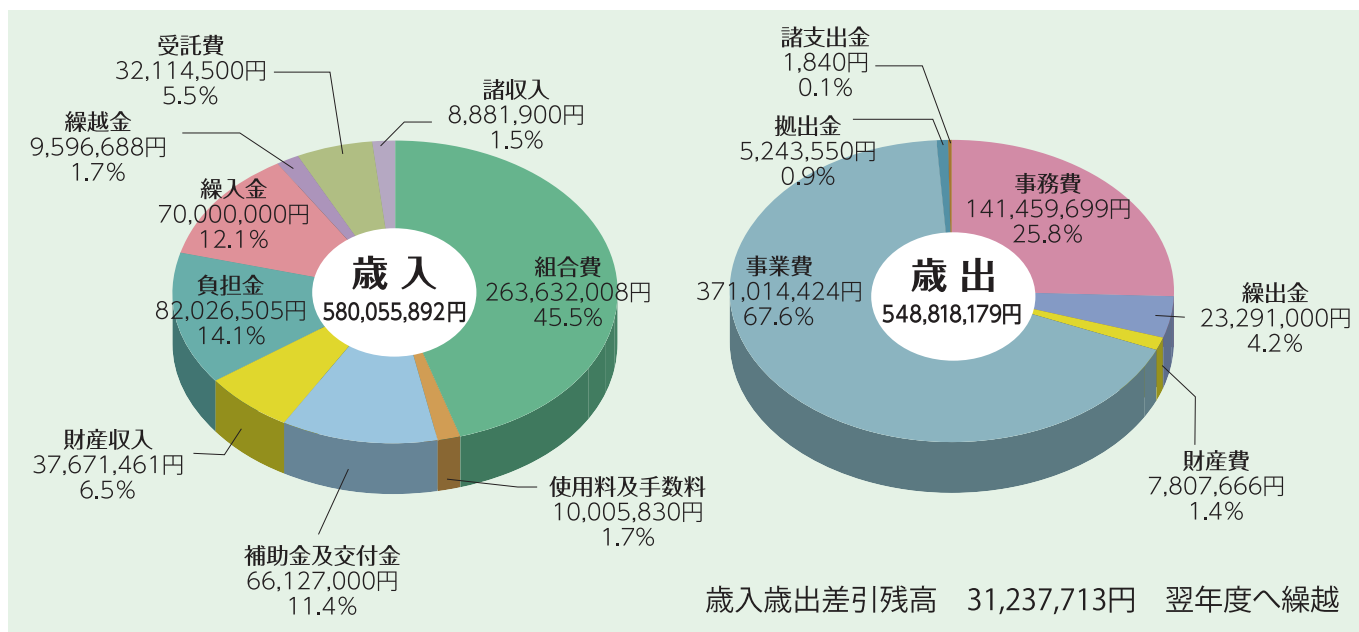
総代会提出議案

- 第1号議案 令和2年度 決算等について
- 第2号議案 令和3年度 補正予算について
- 第3号議案 令和4年度 組合費賦課率等について
- 第4号議案 令和4年度 陸田用水使用料について
- 第5号議案 令和4年度 除斥決済金について
- 第6号議案 令和4年度 予算(案)について
- 第7号議案 利根導水路大規模地震対策事業に関する事業実施計画の変更の承認及び費用の負担の同意について



令和2年度決算

■ 一般会計決算



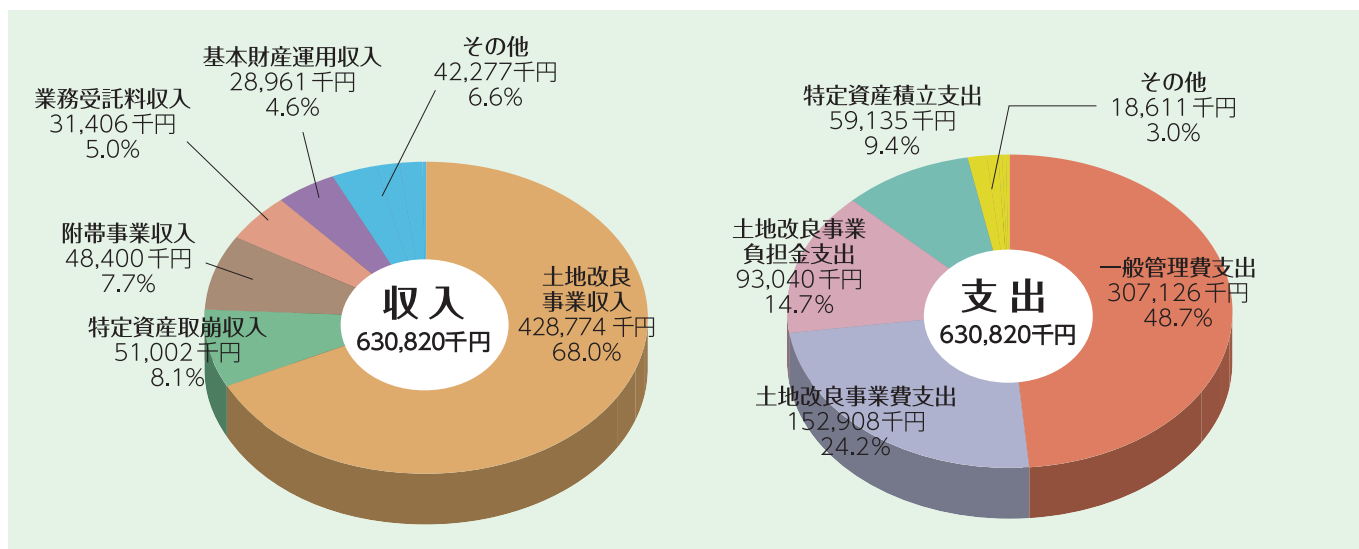
単位:円

■ 特別会計決算

	歳入	歳出	翌年度繰越金
除斥決済積立金	104,225,519	104,225,519	30,179,958
基金	50,558,412	50,558,412	46,564,012
役職員退職手当積立金	197,769,020	197,769,020	128,871,857
見沼代用水協力協議会	18,458,744	18,238,645	220,099
管理費調整基金	114,692,950	114,692,950	114,692,950

令和4年度予算

■ 一般会計予算



ふかきん 賦課金について

よくある質問は裏表紙をご覧ください

賦課金は、毎年4月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。当土地改良区区域のかんがい施設及び水路の維持管理費用に充てる目的として賦課しています。休耕、転作等を実施している土地についても、賦課されます。

■ 組合員名義等の変更は必ず届け出が必要です

1. 組合員名義の変更時(相続・売買・貸借や合意解約等)
2. 農業者年金受給により経営移譲された時
3. 住所・氏名変更の時

※ 農業委員会等へ届出をされても土地改良区へ届出がない場合は変更になりませんのでご注意ください。

※ 必要な書類につきましては、ホームページをご覧ください。か徴収課までお問い合わせください。

■ 令和4年度賦課金納付書発付時期

市町名	発付日	納期限
白岡市・桶川市・上尾市	5月2日	5月31日
さいたま市・鴻巣市	6月1日	6月30日
羽生市・久喜市・伊奈町	7月1日	8月 1日
行田市	8月1日	8月31日
加須市・蓮田市・宮代町・春日部市・川口市	9月1日	9月30日

■ 令和4年度賦課金単価

地域負担区分	1㎡当り
見沼・騎西領・黒沼笠原沼会の川・北河原かんがい区域(田)	3.98円
会の川排水区域	田・畑 3.98円



賦課金は土地改良区の主要な財源ですので、納期限までに納入をお願いします。

※上記の納期限までに納入確認が出来なかった方については督促状を発付いたします。
※ATM・ネットバンク等にて賦課金を納入の際は、納付義務者の氏名を必ず入力して下さい。

■ 令和4年度より下記の変更があります

1. 行田市の納付書発付月が8月になります。
2. 春日部市・行田市の賦課金納付金融機関が埼玉りそな銀行・埼玉県内の農業協同組合・ゆうちょ銀行になります。

■ 滞納賦課金は新資格者へ

土地改良法第42条1項(権利義務の承継及び決済)に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合は、その支払いも承継されます。売買及び相続に際しては、必ず滞納賦課金の有無について当土地改良区までお問い合わせください。

農地転用等除斥決済金について

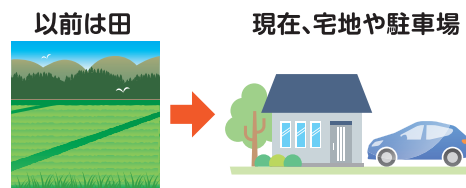
水路改修・補修工事等施設を維持管理する上で必要な積立金です。除外した後に残された受益地の組合員に対して、過重な負担が掛からないように土地改良法第42条で定められています。農地転用等除斥決済金の支払いが無いと、土地改良区の地区から除外になりません。

※土地改良法の趣旨をご理解頂き、土地改良区の適正かつ円滑な運営が図れますよう宜しくお願い申し上げます。

■ こんなときに決済金が必要です

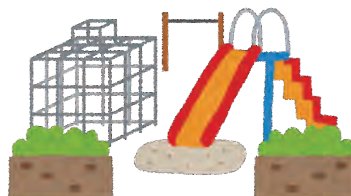
① 農地を宅地・駐車場等に農地転用する場合

- ・市街化調整区域の場合、農業委員会に申請する際に土地改良区の意見書が必要です。
- ・市街化区域の場合、土地改良区の意見書の添付は不要ですが、地区除外の手続きが必要です。



② 農地を公共事業用地(道路・学校用地・公園・水路等)として買収される場合

- ・寄付・賃貸・代替地等の契約も該当しますので、公共機関と調整をお願いします。



③ 農地改良等により、田を埋め立てて畑にする場合(パイプライン区域は除く)

④ 土地改良区の区域から地区除外をする場合(賦課金がかからなくするため)

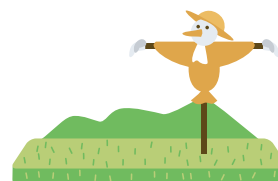
※ 農業振興区域では、ストックマネジメント事業完了後8年経過するまでは農用地区域からの除外(農振除外)が原則出来なくなります。

※ 必要な書類につきましては、ホームページをご覧ください。徴収課にお問い合わせください。

令和4年度農地転用除斥決済金		令和4年度事務手数料(1件に付)	
区域	1㎡当たり	農地転用取扱手数料	2,000円 (市街化調整区域のみ)
見沼・騎西領・黒沼笠原沼 北河原・会の川	211円	農地改良取扱手数料	
北河原用・排水区域	316.5円	区域外証明料	2,000円

陸田用水使用料について

陸田は、本来の用水量の中には含まれておらず、年度ごとに申請された面積に対して、許可制で用水量の調整を図りながら用水を供給しております。作付する方は申請をお願いします。



令和4年度 **1㎡当り 6.43円**

※陸田用水使用料の納付書は毎年8月に発行します

令和3年度の主な実施事業

組合員の皆様に頂いた賦課金は、護岸改修・調節堰補修などに使われています。また、県費単独土地改良事業・ストックマネジメント事業など、国や県の補助率が高い事業を活用し、組合員の皆様の負担を軽減するよう努めております。

水路名	施工場所	事業量	事業費	摘要
新郷交換用水路	羽生市上新郷地内	L=243.3m	31,405千円	用水路工事
会の川用悪水路	加須市睦町地内他	L=50.7m	68,233千円	水路護岸工事
会の川用悪水路	加須市浜町地内	L=155.2m	100,386千円	水路護岸工事
中新田ポンプ場(保井落悪水路)	羽生市上新郷地内	一式	4,510千円	ポンプ場補修工事

■ 新郷交換用水路



施工前



施工後

■ 会の川用悪水路



施工前



施工後

水路にゴミを捨てないでください

見沼代用水は農業用水路です。水路に捨てられたゴミの処理費は、主に【賦課金】で賄われています。

水路に捨てられたゴミは、悪臭や汚水の原因となるだけでなく、水をせき止め浸水被害を引き起こす恐れがあります。きれいな水環境や安全のためにも、水路にゴミを絶対に捨てないでください。

また、不法投棄の防止や分土工や堰の管理者の安全のため草刈り等も行っています。皆様のご協力をお願いいたします。



ゴミ拾い状況

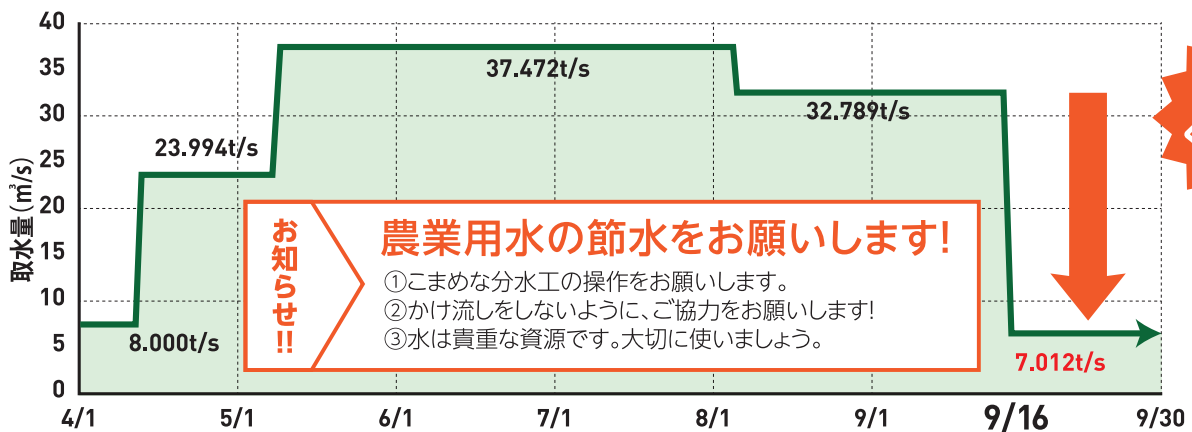


集められたゴミ



草刈り状況

9/16から利根大堰の取水量が約1/5に減量となります



ホームページが新しくなりました!

当土地改良区のホームページが見やすくなりました!
ホームページでは通水についてや各種お知らせを掲載していきます。また、歴史についても掲載していますので興味のある方はご覧ください。



見沼代用水土地改良区

検索

組合員の皆さまから寄せられた疑問にお答えします。

1 賦課金とは何?

農業用水をお届けできる農地(受益地)に対してかかるお金です。農地へ水を供給するためにかんがい施設や水路の維持管理に使っています。

3 耕作をやめる場合は何か手続きが必要なの?

受益地から外れる(組合から脱退する)手続きとして、地区除外申請と地区除外決済金の支払いが必要となります。この手続きをすると毎年の賦課金がかからなくなります。

5 決済金はいくらかかるの?

1㎡あたり211円の地区除外決済金になります。用排水費がかかる田については316.5円です。今までに賦課金の未納金がある場合は地区除外決済金と併せて清算していただく必要があります。

2 もう田んぼを耕作していないし、水を使っていないのに支払うの?

賦課金は電気料金や水道料金とは違い使用料ではありません。かんがい施設や水路の維持管理に使っている費用なので休耕・転作されていても賦課金はお支払いいただきます。

4 なぜ地区除外決済金を支払うの?

水路の改修・補修・維持管理には多くの費用がかかりますので、地区除外決済金はその費用に充てられます。残された組合員に過重負担がかからないように地区除外決済金をお支払いいただいております。



改良区人事

■ 退任	寺西 智(参事兼事務局長)	令和4年3月31日
■ 就任	横田 二也(参事兼事務局長)	令和4年4月 1日
■ 新規採用	籠谷 佐季(総務部 徴収課 主事)	令和4年4月 1日
■ 新規採用	小林 和義(嘱託職員)	令和4年4月 1日

窓口

農地転用・賦課金や組合員の名義について ▶ 徴収課
通水・使用許可・境界について ▶ 管理課

お問い合わせ

TEL 0480-85-9100(代表)



● 発行 見沼代用水土地改良区 理事長 坪井 茂

〒346-0106 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲65番地 TEL 0480-85-9100(代表) FAX 0480-85-9123

E-mail minuma@estate.ocn.ne.jp ホームページアドレス <http://www.minuma-daiyosui-lid.or.jp>